

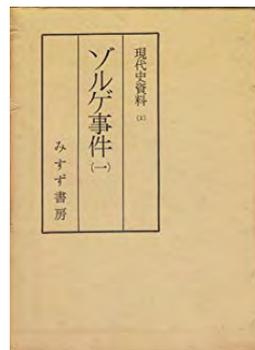
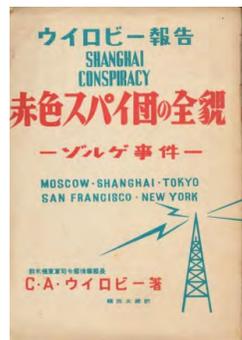
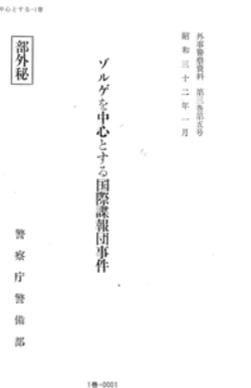
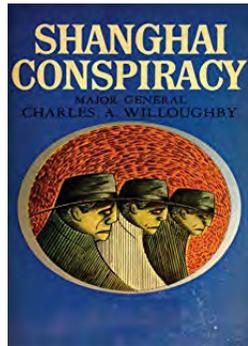
2019.11.9 早稲田大学

第 29回謀報研究会

インテリジェンス研究所

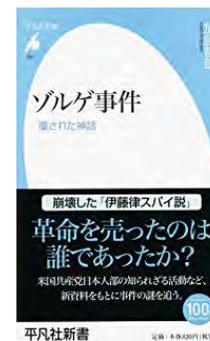
ゾルゲ事件研究の新段階

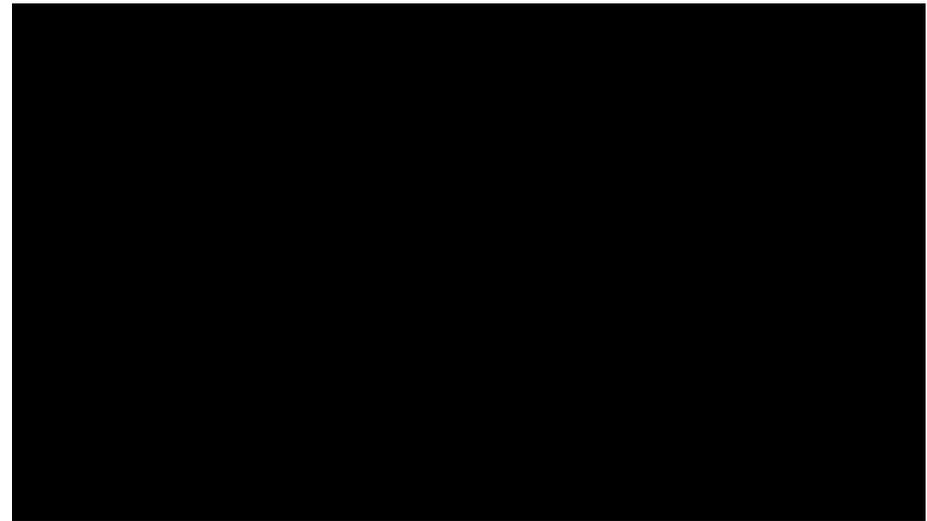
——思想検事太田耐造と特高警察・天皇上奏・報道統制



加藤哲郎 (ネチズンカレッジ)

katote@ff.iij4u.or.jp





BARRY NIRMAL

Richard Sorge

- One of the greatest spies of all times.
- Spymaster who helped Stalin defeat Hitler



インテリジェンス研究の素材 としてのゾルゲ事件 (11.5朝日→)

方法ーゾルゲ・尾崎処刑75周年というよりも、米軍ウィロビー報告70周年として

- 1 インテリジェンス = 国策をめぐる情報戦、「情報評価」の重要性
 - 2 インテリジェンス・コミュニティの多頭制 (polycracy) と主導権争い
 - 3 戦時防諜「1941年体制」の中での意味(内務省主導・執行の治安維持法と、司法省主導の国防保安法・軍機保護法)
- [『ゾルゲ事件史料集成』第1巻、不二出版]

2019年(令和元年)11月5日(火) 14

ゾルゲ事件 天皇への上奏文案

捜査 旧司法省主導の内幕記す

「ゾルゲ事件」の捜査を司法省が昭和天皇に報告した上奏文案の原案が見つかった。昭和天皇が「ゾルゲ事件」として知られたのは、戦時下の日本がソ連をスパイが横行したゾルゲ事件の捜査を司法省が昭和天皇に報告した上奏文案の原案が見つかった。昭和天皇が「ゾルゲ事件」として知られたのは、戦時下の日本がソ連をスパイが横行したゾルゲ事件の捜査を司法省が昭和天皇に報告した上奏文案の原案が見つかった。

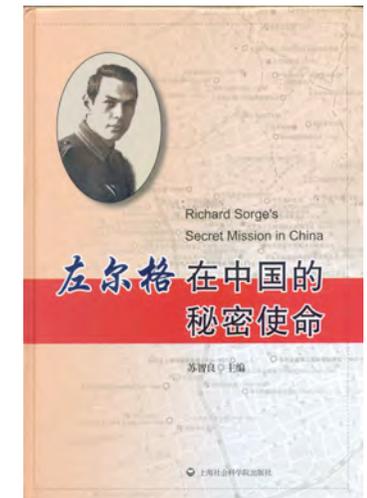
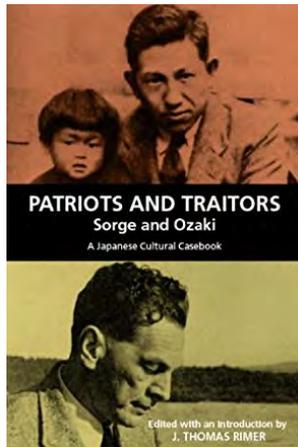
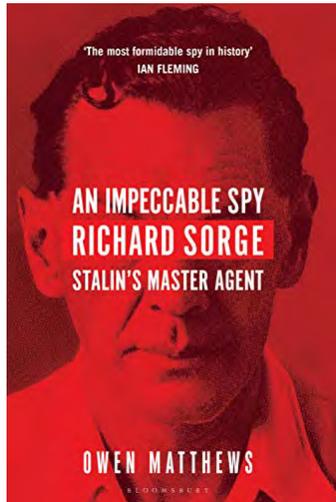
今回見つかった上奏文案は、1942年5月9日付の原案(弁28)と同11日付の最終案(弁34)で、いずれも冒頭部分に「敵秘一印が押された」という記述がある。見つけた上奏文案は、戦時下の日本がソ連をスパイが横行したゾルゲ事件の捜査を司法省が昭和天皇に報告した上奏文案の原案が見つかった。

情報の出所 最終案で削除

9日付の原案では、項目それぞれに情報提供者と入手した個人が記されていたが、11日付の最終案では、情報の出所が削除された。これは、情報提供者の身元を隠すためとみられる。一方、いずれも近衛文相の署名が削除された。これは、近衛文相の責任を回避するためとみられる。

この上奏文案は、戦時下の日本がソ連をスパイが横行したゾルゲ事件の捜査を司法省が昭和天皇に報告した上奏文案の原案が見つかった。

ゾルゲ事件研究の新段階



ポスト冷戦・共産主義崩壊と米中対立・日本衰退の時代の研究環境・資料状況のもとで

- 1 ロシアにおける旧ソ連秘密資料公開、アレクセーエフ、フェシューン等の中
国・日本ゾルゲ交信記録800通の発掘
- 2 ドイツにおける旧東独プロパガンダを
排した「スパイ・マスター」兼「知識人
ジャーナリスト」ゾルゲの再発掘
- 3 中国における中国共産党史・日中戦争
史の再検討、中西功・西里龍夫グループ
の情報戦再評価
- 4 英米におけるウィロビー＝プランゲ
風反ソ反共諜報戦評価から、C・ジョン
ソンのアジア・ナショナリズムを含む実
証研究の深化、ディョキン＝ストニリー、
ワイマントの流れでオーウェン・マシュ
ーズらの新研究

- 5 日本＝白井久也・渡部富哉ら日露歴史
研究センターの国際的研究組織化・『ゾル
ゲ事件外国語文献翻訳集』50号刊行・解
散から「太田耐造文書」発見へ、沖国大
橋秀雄資料、渡部富哉資料等の保存問題、
デジタル化可能性
- 6 方法論的刷新＝インテリジェンス研究
の制度化（鈴木規夫「尾崎秀実におけるイ
ンテリジェンス概念の刷新」と、全体主
義社会への「多頭制的polycracyアプロ
チ」
・（加藤「新発掘資料から見たゾルゲ事件の
実相」2010, [http://netizen.html.xdomain.jp/
20111sorge.pdf](http://netizen.html.xdomain.jp/20111sorge.pdf)）

インテリジェンス・コミュニティ：今と戦前

- **インテリジェンス・コミュニティ**とインテリジェンス・プロセス、国内と国外、**諜報・工作・広報**
- 参考：『講座警察法』第3巻（立花書房、2014）**小林良樹「インテリジェンスと警察」** **北村滋「外事警察史素描」**（国家安全保障局NSS、主要5組織＝内閣情報調査室、外務省国際情報統括官、警察庁警備局公安、防衛省防衛政策局・情報本部、公安調査庁、拡大メンバー＝金融庁、財務相、経産省、海上保安庁）
- **シャーマン・ケント**『戦略インテリジェンス論』（原書房、2015）の「**情報評価**」
- **戦前日本のインテリジェンス・アクター？**＝情報局、**外務省**（大使館・領事館）、**大本営・陸海軍参謀・憲兵隊**（在外武官事務所）、**内務省特高・外事、司法省思想検察**、**準アクター**として**満鉄調査部、特務機関、中野学校**など。
- **ゾルゲ事件**については、**憲兵隊は尾行・信号傍受のみでナチ・マイジンガーに妨げられ、内務省特高警察は伊藤律ら共産党再建運動、外事課が米国共産党ラインでゾルゲら取調**（大橋秀雄文書＝沖繩国際大）、**司法省思想検察・太田耐造等が第一次捜査から主導権**

全国憲友会連合会 『日本憲兵正史』 1976, pp.678-684.

震駭させたが、最も驚いたのはドイツ大使館の職員中、やはりオット大使である。オット大使はゾルゲが検挙されてからも、憲兵司令部を訪れて、中村憲兵司令官に信じ切れぬと執拗に抗議したほどであった。

では、ゾルゲ事件に対して、憲兵隊は全く手も足も出なかったかという点、必ずしもそうではなかった。

当時、銀座の数寄屋橋際にローマイヤーというドイツ人経営のレストランがあった。ドイツ人の客が多かったのはいうまでもないが、日独の友好関係を隠れ蓑にして、ソ連の諜報網がここを舞台に暗躍するであろうということは、早くから東京憲兵隊の外事課の関係者は予想していた。担当は外事課の防諜班であったが、やがて憲兵隊のブラックリストに乗っている諜報容疑のドイツ人が頻々と出入していることをつかんだので、ひそかに偵察をつづけていると、ゾルゲも容疑ドイツ人と接触のあることが判明した。ようやく憲兵隊の監視の網にゾルゲが登場したのであった。

防諜班はゾルゲの尾行を徹底してつづけていくうちに、ゾルゲがドイツ大使館に出入し、館員とも親密に交際し、特にオット大使の信頼の厚いことがわかった。しかし、ゾルゲの行動はどうしても容疑が深まるばかりであった。そこで東京憲兵隊本部から、在日ゲシュタポ（ドイツ秘密警察）

の代表者であるマイシンガー大佐に連絡したところが、マイシンガー大佐は、ゾルゲは絶対に間違いない人物であることを保証した。ここで防諜班はやむなくゾルゲの尾行を中止した。

ところが憲兵司令部直轄の無線探査班は、時折夜中の十二時頃から一時までの間にわたって、頻りに発信される怪電波をキャッチしていた。（検挙後この電波がクラウゼンの発信していたものと判明した）東京のように人家が密集して接触している都会では、怪電波発信源の範囲を縮小することは非常に困難であった。結局、憲兵隊ではゾルゲ一味逮捕の名を警視庁にとられた。だが、憲兵隊も実はもう一步のところまでゾルゲを追詰めたが、マイシンガー大佐の保証を信頼したばかりに、網中の大魚を逸してしまったのであった。ゾルゲ事件は結局ゾルゲと尾崎秀実は死刑、宮城与徳、ブランコ、ブーチリッチ（ユーゴの写真技師）船越寿雄は後に獄死した。また他にドイツ人マックス・クラウゼン、日本関係者として河村好雄、川合貞雄らがいる。この事件は翌年四月まで関係者合計三十五人が検挙された。

「官邸のアイヒマン」北村滋国家安 全保障局長の外謀・ゾルゲ事件観

北村滋「外務省警察史素描」(海軍省警察史三巻、二〇一四) 立松まゆみ

外事警察が機軸面で充実を図られたのは、大正六年のロシア革命を契機とする。第一次世界大戦末期に出現したロシア革命は、各国の経済界、労働界に大きな影響を及ぼし、それが直接治安上の脅威となりつつあった。我が国においても「赤化思想」の流入を防止する必要性が痛感され、九年、内務省警保局に初めて外事課が設置され、また、地方庁でも、六年大阪・兵庫、七年警視庁・長崎、八年神奈川、一五年北海道にそれぞれ外事課が設置された。外事課は、外国人の入国管理、外国人の保護、中国人を中心とする外国人労働者の管理等の所掌事務があったが、その重点は、海外からの共産主義思想の流入と共産主義運動に対する監視に置かれた。

大正一四年には、ロシアと我が国との間に国交が回復され、両国間の往来が頻繁となり、これに伴って、国内の共産主義運動は、コミンテルンの指導の下に急速に膨張し、共産主義者の非合法渡航が増加する状況となった。国内共産党取締りのため、一三年に主要府県に設置された特別高等警察課は、昭和三年に至って残余の府県に増設されるとともに、これらを統括する機関として内務省警保局に保安課が創設された。こうした内外の諸情勢に応じて、外事課の活動重点は、国際共産主義機構、各国共産党の動向及び日本共産党との連絡状況を把握することに置かれることとなり、同年同課は、新設の保安課に統合されたが、警視庁及び府県の外事課は従前のまま存続した。また、首都においては、七年に警視庁に特別高等警察部が新設されると、従来総監官房に所属していた外事課は同部に移管された。

(4) 大東亜戦争と対露報

昭和一二年七月に支那事変が勃発するや、我が国は、次第に本格的戦争に介入せざるを得なくなり、近代戦に対応する国内体制の整備に迫られた。戦時における外事警察は、敵性外国人の抑留と保護警戒、俘虜及び外国人労働者の警戒取締り等は勿論のこと、敵性国による諜報、謀略、宣伝の諸活動に対抗する防諜機関として国策遂行上極めて重要な任務を担うこととなった。同年一〇月、警保局に、外事課が再び設置され、翌一三年には、愛知・福岡の二県にも外事課が新設され、従前の北海道・警視庁・神奈川・大阪・兵庫・長崎に加えて、八庁道府県に外事課が置かれるに至った。

外国人の入国等の取締りについては、従前「外国人入国二箇スル件」(大正七年一月二四日内務省令第一号)によっていたが、昭和一四年には、「外国人ノ入国、滞在及退去二箇スル件」(昭和一四年三月一日内務省令第六号)が外国人の入国・通過・滞在・居住・宿泊等について、より厳格な規定を設けた。更に、大東亜戦争が勃発した一六年二月には、内務省令第三二号により、外国人が居住地道府県外に旅行しようとするときは居住地地方長官の許可を要すること、その他について更に厳しい制限が設けられた。さらに、外事警察は、他省庁や軍部とともに防諜委員会を組織し、各種施策の決定、国防保安法、軍用資源秘密保護法等の防諜法規の策定、国民の防諜意識の涵養等の事務を遂行し、その影響力は飛躍的に拡大した。

これらの防諜法規を適用し、昭和一六年一〇月、警視庁は、ドイツ等の新聞社の特派員として八年前にわたって我が国で活動し、我が国の政治、経済、軍事等の機密情報を収集し、ソ連に報告していたドイツ人リヒャルト・ゾルゲを逮捕するとともに、前後して彼を中心とする諜報団の関係者を逮捕した。ゾルゲらは、日本が北進してソ連攻撃を行うか、南進して米英との戦争に向かうかの状況判断に全力を集中し、また、ソ連擁護の立場から、南進論へと政策を志向させるべく活動した。ゾルゲによってソ連に報告された情報には、独の対ソ攻撃予定、日本の独ソ戦不参加等の重要なものが含まれており、最終的に検挙には至ったものの、その被害は極めて甚大であった。

(5) 海外駐在事務官制度

外事警察には、特別な制度として、海外駐在事務官の制度があった。大正一〇年、ウラジオストック、ハルビ

特高最高時一万人(高文組二八八)、外事課千人、思想検事定員七八人(荻野、瀨瀬)

太田耐造の関わった1941年治安維持法改正と国防保安法（「御前会議」漏洩）制定

1925年制定（国体変革・私有財産否定）・28年改正（死刑・目的遂行罪追加）全7条が、41年改正で全65条に

第1条 国体を変革する目的で結社を組織した者または結社の役員その他指導者の任務に就いた者は死刑または無期もしくは七年以上の懲役に処し、その事情を知っていて結社に加わった者または結社の目的遂行のための行為をした者は三年以上の有期懲役に処する。

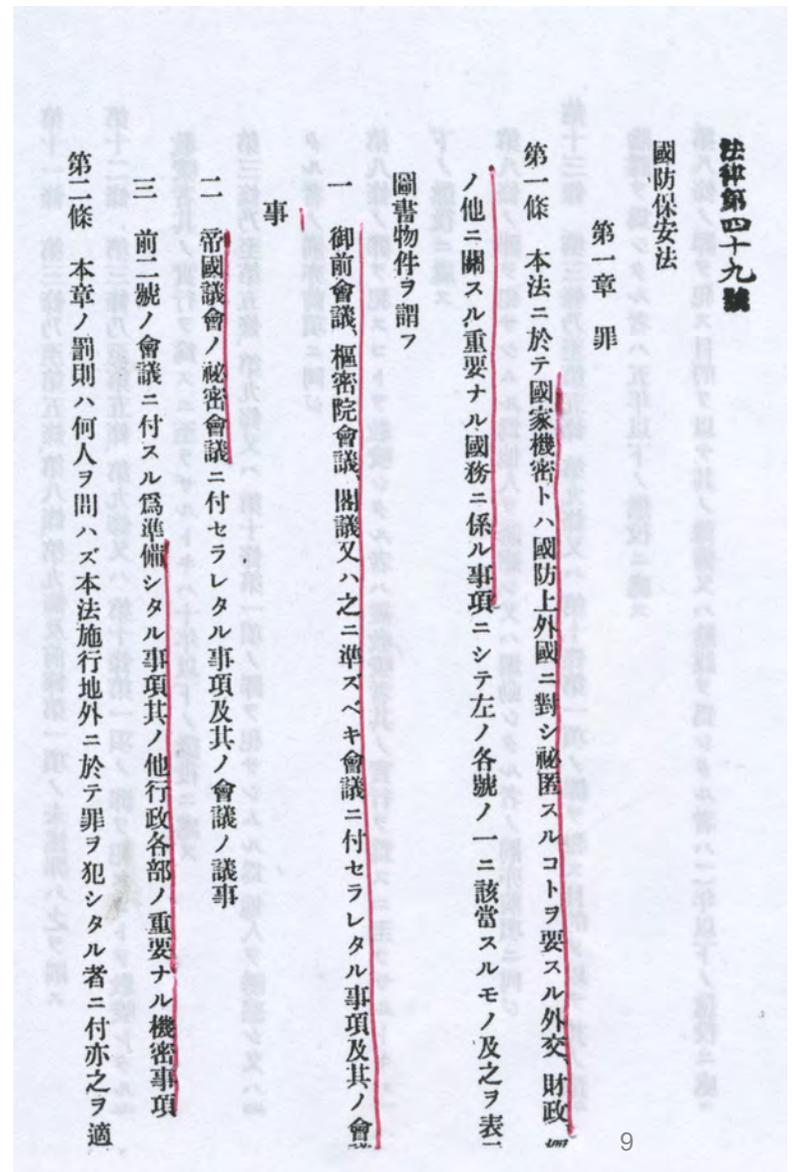
第7条 国体を否定しまたは神宮もしくは皇室の尊厳を冒瀆する内容を流布することを目的として、結社を組織した者または結社の役員その他指導者の任務に就いた者は無期または二年以上の懲役に処し、事情を知っていて結社に加入した者または結社の目的遂行のための行為をした者は一年以上の有期懲役に処する。

第10条 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者八十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第18条 検事は被疑者を召喚しまたはその召喚を司法警察官に命令することができる。2 検事の命令により司法警察官の発する召喚状には、命令を出した検事の職名、氏名およびその召喚状を發した命令内容をも記載しなければならない。3 召喚状の送達に関する裁判所書記および執達吏に属する職務は司法警察官吏が行うことができる。

第22条 勾留は警察官署または憲兵隊の留置場をもって監獄に代用することができる。

第39条 第一章に掲げる罪を犯し刑に処せられた者が、その執行を終わり釈放されるべき場合、釈放後においてさらに同章に掲げる罪を犯すおそれが顕著な時、裁判所は検事の請求によって本人を予防拘禁にする旨を命令することができる。



朝日新聞1942年5月17日司法省発表 ← 毎日2018年8月18日 ↓ 朝日12月25日 ↓

1942.5.17 (日)

朝日新聞

我が潜水艦の敵船舶撃沈 開戦以来六十五隻に達す 合計實に四十四萬四千トン

【東京十七日電】海軍省は十七日、我が潜水艦の敵船舶撃沈の戦果を発表し、開戦以来六十五隻に達し、合計實に四十四萬四千トンに達したと発表した。

撃沈された船舶は、戦艦二隻、重巡洋艦一隻、軽巡洋艦二隻、駆逐艦七隻、輸送艦三隻、油槽船二隻、貨物船七隻、漁船一隻、その他一隻、合計六十五隻、総トン数四十四萬四千トンに達した。

米の虚構発表覆る

【ワシントン十七日電】米海軍省は十七日、我が潜水艦の敵船舶撃沈の戦果を発表し、開戦以来六十五隻に達し、合計實に四十四萬四千トンに達したと発表した。

俘虜一萬二千砲二百四十六 コレヒドール島等の戦果

【東京十七日電】海軍省は十七日、我が潜水艦の敵船舶撃沈の戦果を発表し、開戦以来六十五隻に達し、合計實に四十四萬四千トンに達したと発表した。

比島作戦に御参加

【東京十七日電】海軍省は十七日、我が潜水艦の敵船舶撃沈の戦果を発表し、開戦以来六十五隻に達し、合計實に四十四萬四千トンに達したと発表した。

制海権と世界史の變轉 歴史は海上権を繞る 五ヶ月の戦果戦局を決す

神速雲南の騰越占領 兵糧等莫大な資材獲獲

國際諜報團檢舉さる 内外人五名が首魁

第一銀行

長年の戦果暴落

毎日新聞 2018.8.18

ソルゲ事件 報道統制文書

旧司法省幹部手控え発見

【東京十八日電】毎日新聞記者が、旧司法省幹部の手控えした文書の中から、ソルゲ事件に関する報道統制の文書を確認した。文書には、ソルゲ事件の報道内容を厳しく統制し、特定の視点から報道させるよう指示が出されていたことが明らかになった。

発見された文書には、「ソルゲ事件の報道は、我が国の防衛と外交に重大な影響を及ぼすため、厳格な統制を要する」と記述されている。また、ソルゲがソ連軍に捕虜となり、日本に渡った経緯についても、特定の角度から報道させるよう指示が出されていたことが確認された。

この文書の発見は、戦時体制下の報道統制の内幕を明らかにし、ソルゲ事件の報道がどのようにコントロールされていたかを浮き彫りにしている。

戦時「思想検事」の秘蔵文書

故太田耐造氏 ソルゲ事件捜査

【東京十八日電】毎日新聞記者が、故太田耐造氏の秘蔵文書の中から、戦時体制下の「思想検事」がソルゲ事件の捜査に関与した文書を確認した。文書には、ソルゲ事件の捜査過程や、当時の政治情勢に関する情報が詳しく記述されている。

太田氏は、戦時体制下の「思想検事」として活動し、言論の統制と検閲に重要な役割を果たした。この文書の発見は、戦時体制下の検閲制度の内幕を明らかにし、ソルゲ事件の捜査がどのように進められていたかを浮き彫りにしている。

研究者「新事実の可能性」

【東京十八日電】毎日新聞記者が、故太田耐造氏の秘蔵文書の中から、戦時体制下の「思想検事」がソルゲ事件の捜査に関与した文書を確認した。文書には、ソルゲ事件の捜査過程や、当時の政治情勢に関する情報が詳しく記述されている。

この文書の発見は、戦時体制下の検閲制度の内幕を明らかにし、ソルゲ事件の捜査がどのように進められていたかを浮き彫りにしている。

ゾルゲ情報は日本側が恐れたほどに重要だったのか？

- ゾルゲ事件=1941.3治安維持法改正と41.5国家保安法制定・軍機保護法改正半年後の大事件、その法規制定・改正・解釈・運用のすべてで「日本法理」の太田耐造が中心。
- 適用法規=その初めての本格的執行
 - ① 治安維持法違反（1925年制定、1928年及び41年3月10日改正）、
 - ② 国防保安法違反（1941年3月7日制定、5月10日施行）、
 - ③ 軍機保護法違反（1899年施行、1937年及び41年3月10日改正）、
 - ④ 軍用資源秘密保護法違反（1939年3月25日施行）という四つの罪状で検挙・起訴。特に第一次捜査権で特高警察と攻防、「ゾルゲ事件」から「国際諜報団事件」に=外謀委員会、国民精神総動員・相互監視の防諜「1941年体制」、「外国人を見たらスパイと思え」（瀨瀨厚『防諜政策と民衆』昭和出版,1991）（林・和田・大八木「軍機保護法等の制定過程と問題点」『防衛研修所紀要』11巻1号、2011.12、内容は上記②③④の構成要件と制定・執行過程の研究ノート、2013特定秘密保護法準備）

今日的的文脈

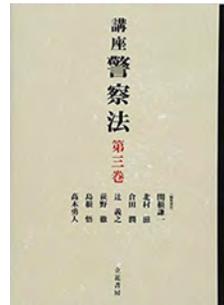
- 韓国の検察と警察、GSOMIA=軍事情報包括保護協定（現在7カ国）
- 志垣民郎『内閣調査室秘録』（文春新書）の東大土曜会と内調「現実主義」知識人127人工作、若泉敬と京産大岩畔豪雄
- 北村滋内閣情報官のNSS局長就任、
- ネオ・マッカーシズム=コミンテルン陰謀史観の台頭

今日的研究

- 田嶋信雄『日本陸軍の対ソ謀略』（吉川弘文館、2017）ノモンハン
- 『軍事史学』55-2(2019.9)宮杉浩泰論文ほか=日独伊ソ同盟構想とソ軍「西走」
- 大木毅『独ソ戦』（岩波新書、2019）=独ソ戦情報と日本軍南進、ソ連「西走」
- 小宮まゆみ『敵国人抑留』（吉川弘文館、2009）=英米「敵国人」と独伊蘇「親善国人」の国防保安法・軍機保護法での扱い

戦前日本のインテリジェンス・コミュニティ

- 小林良樹「インテリジェンスと警察」 → 2014 日本版NSC
- 主要5組織 = 内閣情報調査室、外務省国際情報統括官、警察庁警備局公安警察、防衛省防衛政策局・情報本部、公安調査庁
- 拡大メンバー = 金融庁、財務相、経産省、海上保安庁
- 特定秘密保護法・新安保法制準拠、国家安全保障会議 (NSC)、米国との関係、辺野古・選挙ヤジ排除・中韓人対策運用



- 1940頃 = 天皇制内大臣府、情報局、外務省、大本営・陸海軍参謀・憲兵隊、内務省特高・外事、司法省思想検察、準アクターとして満鉄調査部、特務機関、中野学校など。
- ゾルゲ事件適用法規 = ①治安維持法 (1925年制定、1928年及び41年3月10日改正)、②国防保安法 (1941年5月10日施行)、③軍機保護法 (1899年施行、1937年及び41年3月10日改正)、④軍用資源秘密保護法 (1939年3月25日施行) = 防諜41年体制

太田耐造 = ゾルゲ事件時の代表的「思想検事」



萩野富士夫『思想検事』（岩波新書、

2000年）によると、太田は

「1920年東大法学部卒、35年中国の思想情勢を視察。39年司法省刑事局第六課長となり、アジア太平洋戦争開戦前後の『思想検察』を指揮。41年の治安維持法改正や『思想検察規範』制定の中心人物。42年『満洲国』の招聘で司法部刑事局長となり、その『思想検察』の確立や法制の整備につとめた。45年司法省会計課長、46年甲府地裁検事正となる、公職追放」、1941新治安維持法で「検事が捜査の中核機関」「司法警察官は単に斥候的任務」を画策

(思想検事について、黒井千次『流砂』)



みすず書房『現代史資料 ゾルゲ事件』全4巻と不二出版『ゾルゲ事件史料集成：太田耐造関係文書』全10巻

- みすず『現代史資料』は印刷史料
- 1-3巻は警察庁警備部『外事警察史料』3巻5号(1957)1547頁の再編集(4巻1971補遺)
- 両者の重複は、警察・検察訊問調書などだが、意外に少ない、
- 外国人被告ゾルゲ・ブーケリッチ・クラウゼンの訊問記録はみすず『現代史資料』で、太田の1942年9月満洲国転勤のため裁判資料・判決文は『現代史資料』で、両者は併用すべき基礎資料
- 太田耐造はゾルゲ事件に適用された、①治安維持法②国家保安法③軍機保護法④軍用資源秘密保護法の立法及直近改正の立役者。「日本法理研究会」を背景に「国体護持」「みことのみこと」法解釈・執行の総責任者
- 特高警察は思想検事の指揮命令下の法的手続きによる「下部捜査機関」(大橋秀雄『真相ゾルゲ事件』p.85)=単純化すれば、共産主義取締の治安維持法中心の内務省資料と、国家機密漏洩の国防保安法・軍機保護法を主眼にした司法省資料の差異が浮上する
- 「太田耐造文書」は手書き・和文タイプのオリジナル
- 「思想検事」太田耐造のコレクション、2017年憲政資料室公開
- 昭和天皇への「上奏文」、内務省「ゾルゲを中心とする国際諜報団事件」の司法大臣宛原本「国際共産党対日諜報機関検挙申報」、水野成・田口右源太全尋問記録等捜査過程の新文書多数、各種草稿草案に修正・書込・コメント等あり
- 外諜史料、日共再建運動、中共諜報団事件など周辺史料も「太田耐造関連文書」に満載、治安維持法「目的遂行罪」「予防拘禁」などの事例
- 「上奏文」作成経緯・新聞発表文の検閲経緯からすると、内務省特高警察が手を出せなかった西園寺公一・大養健による「御前会議」等重要国家機密情報漏洩を、42年3月以降に国防保安法・軍機保護法違反で立件する思想検察の狙い

沖繩国際大・大橋秀雄資料

ゾルゲ取調秘話」修正

(執筆年時不明、

ゾルゲの1-33回尋問記録有り、ただし宮城与徳の警察尋問記録はなし、大橋は外事課ゾルゲ担当)

大橋2-22-13

八日北林トモと夫芳三郎と検挙し東幸子本木
警務署に勾留し、北林トモは米國から帰國
した頃一時麻布に住んだことが有り、知合の
米國共産党員宮城と徳も二本木附近に住んで
いて、宮城は右の事を知り陸軍国務^{情報}調査報告
したのが発覚したものと考へ宮城の国保を自
供した。

6

十月十日宮城と徳を勾引して繁地警務署に
勾留して取調中に宮城は監視の係官の隙を以
て二階の窓から中庭に飛び下り自殺をはかっ
たが度銀に引つかかり負傷し、続々と下
りに監視の酒井刑事は重傷を負った。被疑者
が自殺を企てたということは重大な犯罪が隠れ
ていたことが多々あり、家宅捜索をす
ると各種の情報や資料が発見され更に張込ん
でいると訪ねてきた協力者秋山幸治、凡津見
房子等を検挙した。宮城は自殺に失敗したと
て監視中の酒井刑事が続いて飛び降り、重傷
を負った行為に心を折られ又自宅から各種の
証拠を押収されたので十月十四日尾崎秀実の

B4 20/20

思想検察主導の四一年年改正治安維持法
 で宮城・尾崎は内務省・警視庁特高一課、
 ゴルゲは外事課訊問での暗闘、警察の任意
 捜査・勾引が禁止され、すべては司法省思
 想検事の法的指揮下で進行。現場警察官に
 としては褒賞・叙勲は昇進・出世の道

大橋 2-2-13

7

関係も、続々としてゾルゲ等外国人関係も自供し
 たいとある。

特高一課は十月十日尾崎秀実を勾引し且
 里警察署口勾留し取調べしゾルゲ、クラウゼ
 ン、ブケリツチ等の外国人関係が判明したの
 で外事課と連絡し、外事課は東京地検に各人
 等の勾引状を請求した。

外国人の検挙

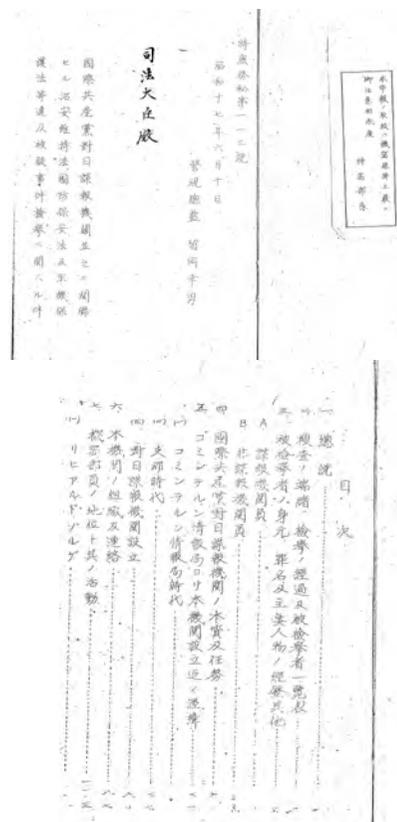
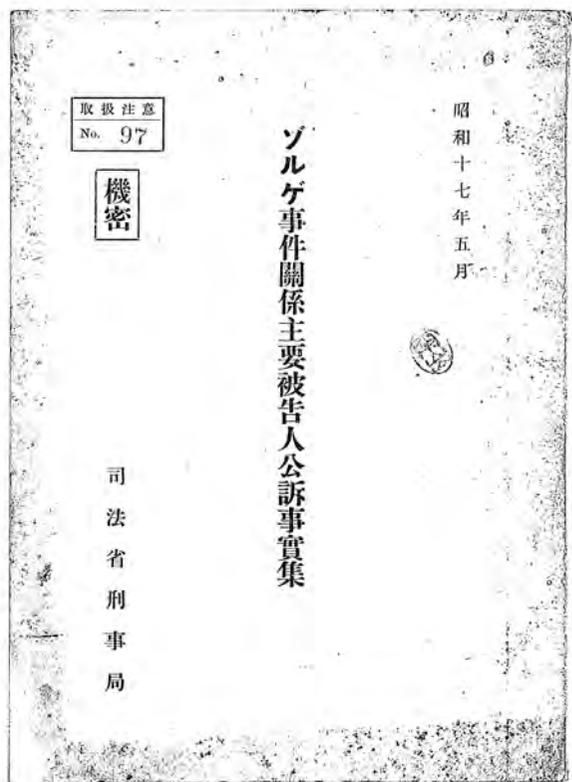
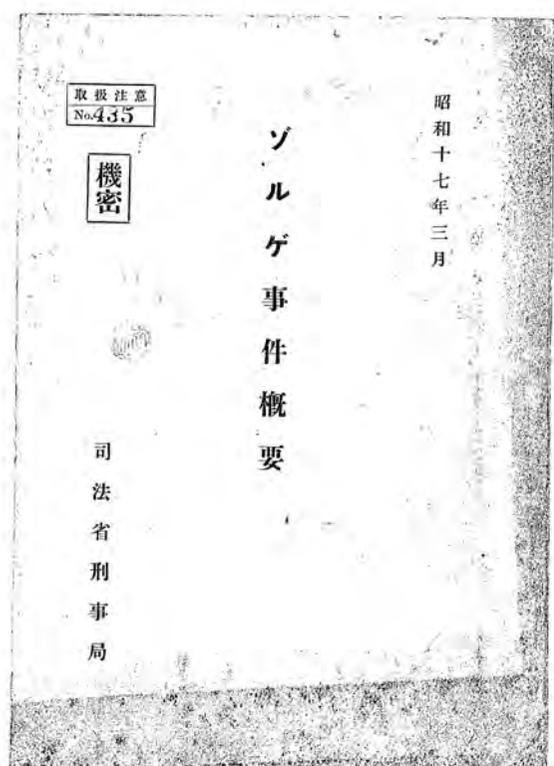
検車司はゾルゲが有名な新聞記者であり
 且、盟邦ドイツ大使館情報部の嘱託者のこと

り、在日自派大臣の決裁を仰ぐ。偶々政変で
 内閣改選の最中に留任と決まった大臣の決裁
 を得て、二十八日早朝東京地検の指揮の下に外
 事課で外国人三名の検挙が決定した。

十月十八日午前六時外国人一斉検挙のため
 ゾルゲ班は麻布永坂町三十番地のゾルゲ居宅
 附近の島居坂警察署に、吉河検事を指揮官に
 外事課山浦警部、大橋警部補(和)以下外事
 課及島居坂警察署員十数名が午前五時三分
 に集合した。島居坂署員が前夜から張込人に

20 x 20

1942年3月司法省「ゾルゲ事件概要」 + 西園寺・犬養5月「公訴事実集」
 =6月10日「検挙申報」 =8月『特高月報』 「ゾルゲを中心とする国際謀
 報団事件」 →1957警察庁「外事警察資料」 →62「現代史資料」 第1巻巻
 頭



昭和十七年九月二十八日當義ニ於テ檢舉ケ
 開始シタル標記事件ハ未曾有ノ組織的大間
 諜事件ニシテ其ノ政治的國際的意義極メテ
 深大ナルモノアルニ鑑ミ起程ニ檢査繼續
 中ノ處最近漸ク一應ノ見通シヲ得タルヲ以
 テ不致其ノ機要ヲ左記ノ通り
 及申(述)報ス

17

戦後日本のゾルゲ事件イメージの出発＝尾崎秀実獄中書簡から GHQ・G2ウィロビー報告（1949年2月陸軍省発表）へ

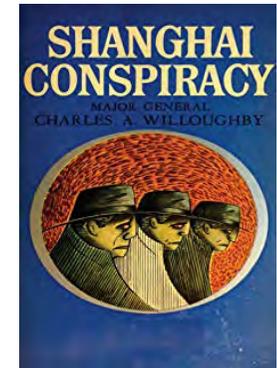


先人の勇気と知恵



- 尾崎秀実『愛情はふる星のごとく』1946ベストセラーにより、「反ファッショ戦士」ゾルゲ・「反戦平和の愛国者」尾崎秀実イメージ

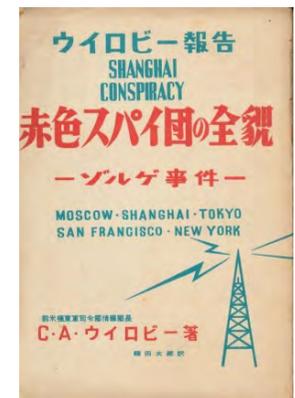
- 1948年2月米国「マッカーシズム」、日本「逆コース」開始期に、ラッシュ調査のウィロビー報告による「ソ連の赤色スパイ」ゾルゲ諜報団告発



①英語原題「上海の陰謀」のように、もともと中国内戦共産党勝利への中国時代を含めたゾルゲ諜報団告発、日本について尾崎秀実は売国奴へ、当時の共産党躍進に対する「伊藤律自白端緒説」、

②それに便乗したレッドページ・日本共産党分裂促進、尾崎秀樹「生きているユダ」松本清張「革命を売る男」による伊藤律「スパイ」説、

③ソ連は1964年の「大祖国戦争の英雄ゾルゲ」まで沈黙・「赤色スパイ事件」「伊藤律端緒説」の定着



日米対ソ謀報共有のため

の戦後版『外事警察資 料』？

（『現代史資料』では「とせる」）

外事警察資料 第二巻第五号
昭和三十三年一月

(表紙)

ゾルゲを中心とする国際諜報団事件

部外秘

警察庁警備部

序

(序)

諜戦前における我国内の諜報事件の中で、その規模において最大のものは、何といつてもゾルゲ事件であろう。ゾルゲ事件は、ソ連の諜報活動の実態の一端を示すものとして、世界各国の治安機関の重要な調査資料になつてゐるが、我々の場合は、特にその事件の経緯を詳しく、正確に記述し、その経緯の概を踏まざらぬための戒めとしても、その実態を秘密に再検討する必要があるものと思ふ。

ところが遺憾なことは、事件関係機関が終戦時の混乱のために散逸してしまつて、そのために著しく不便を感じていたのであるが、今後各方面の厚意によつて、そのうち主要なものを大体回収することができたので、一応此処に集録することにした。

なお、集録した資料は、内務省警備局編纂の「昭和十七年中における外事警察概況」を中心として関係者の供述調査など各般に亘つてゐるが、印刷上の都合から、片仮名の代りに平仮名を用いたり、外務省編纂の資料については当用漢字を使用してある外は、出来るだけ原資料の体裁を保持するように留意した。

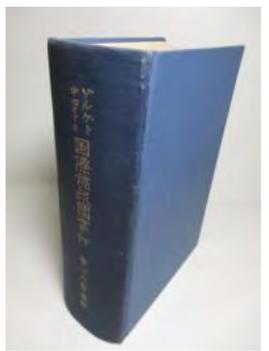
昭和三十三年一月



(再行)

昭和三十三年六月一日印刷
昭和三十三年六月五日発行
発行所 警察庁警備部
印刷所 大蔵省印刷局

警察庁警備第二課長
小野政男



1941年7月25日には
「外謀」一斉検挙を
準備、7月28日外国
人関係取引取締規則
[資産凍結令]、移動規
制（『史料集成』1巻+小
宮まゆみ『敵国人抑留』）

1941年12月8日一斉検
挙（外事警察概況）

●「敵性外国人（外交
官・貿易商・宣教師・
教師等）」米国1044,英
国690,カナダ188,蘭
109,豪41など2138人

●内スパイ容疑検挙拘
留105, 軟禁外交官258,
民間人抑留342、総計
700人拘束

大審院
日記秘三四二九號
檢事局

昭和十六年七月二十五日

大審院檢事 柴

碩 文

東京刑事、横濱、静岡、新潟、大阪
京都、神戸、名古屋、廣島、岡山、
長崎、福岡、熊本、大分、仙臺、札
幌、函館

各地方裁判所檢事正 殿

外謀被疑者檢挙準備ニ關スル件

非常時局下ニ於ケル皇國ノ安全ヲ確保スル爲今般司法省刑事局憲兵司
令部及内務省警保局ト協議ノ上近ク外國ノ諜報諜略ニ暗躍策動セル疑
アル者ニ對シ全國一斉檢挙ヲ斷行スルコトニ決定之ガ目標人物並ニ檢
舉方法等ハ夫々貴管内憲兵隊及警察部特高課ノ各當局ヨリ貴官ニ連絡

報告シテ指揮ヲ受クルコトニ相成居候ニ付テハ右檢挙準備ノ爲速ニ憲
兵隊及警察部特高課ヨリ各責任者ヲ可成同時ニ招致シ具體的資料ニ基
キ目標人物ニ對スル犯罪嫌疑ノ原由偵諜ニ付テ執リタル手段其ノ他參
考トナルベキ事項ニ付詳細報告ヲ徴シ至急檢挙スベキ者並ニ檢挙方法
等打合ノ上其ノ結果概要報告相成度尙檢挙ノ時期等ハ決定次第通知可
致依命此段及通牒候也

追テ貴廳思想係檢事ニ託シ送付致シ置キタル容疑者一覽表等ハ
別紙處理要綱等ト併セ參照相成度申添候

当時の「外謀」とは？

- ① 敵国 Ⅱ 英米人・豪加(印除く)・仏ト
ゴール派など一斉検挙・収容・抑留
- ② 親善国 Ⅱ 独・伊・蘇聯人(白系露人
含まず) 一時保留[大橋秀雄によれば独
伊満・南京政府等傀儡政府下人は同盟
国]
- ③ 準敵国 Ⅱ 敵国と親善関係ある第三国、
中国人は重慶政府对南京政府・満蒙に
分岐[大橋によれば④中立国]。
- 通牒容疑邦人は即検挙

警保局外發甲第

昭和十六年十二月六日

内務省 警保局長

警視總監 殿
關係廳府縣長官 殿

外謀容疑者一斉検挙ニ關スル件

外事關係非常措置ニ關シテハ昭和十六年十一月二十八日警保局外發
甲第九七號通牒ニ基キ夫々計畫中ノコト、被存候モ近ク英米關係外
謀容疑者一斉検挙ノ指令發セラル、ヤモ知レザルニツキ別冊名簿登
載ノ容疑者ニ關シ左記諸點ニ御留意ヲ上檢舉準備相成度

記

- 一、檢舉ノ日時ハ改メテ指示ス
- 二、本名簿登載容疑者中ノ第三國人ニシテ其ノ後犯罪容疑ナキコト明
瞭トナリタルモノハ所轄檢事局ト協議ノ上削除スルモ支障ナシ

三、本名簿登載ノ敵性國人(英米)容疑者ハ檢舉取調ノ結果犯罪關係
ナキコト明瞭トナリタルトキハ退去處分ヲナサズ抑留スルモノト
ス

四、本名簿登載ノ容疑邦人ハ同時ニ檢舉スルコト

五、獨、伊、蘇聯(白系露人ヲ含マズ)ノ國籍所有者ハ檢舉チ一時保
留スルコトニ決定シタルヲ以テ本名簿ハ蘇聯關係ノ容疑者及獨、
伊、蘇聯國籍所有者ヲ削除シタリ

六、檢舉準備其ノ他ニ關シテハ所轄檢事局及憲兵當局ト緊密ナル連絡
ヲ保持スルコト

七、本名簿ニ付異動アリタル場合ハ至急報告スルコト

ゾルゲ事件の「外諜」政策への効果（小宮ほか）

— 国家保安法防諜強化、改正治安維持法による宗教弾圧

• 1942.5.17 「国際諜報事件」 司法省新聞発表後

①防諜の徹底 = 8.18 「敵国人の抑留に関する件通牒」 外諜容疑者抑留、「邦人との接触を利用し我国民の戦意又は団結に支障を及ぼす虞ある者」抑留（教師・宣教師・聖心など修道女・保母等152名追加、内126名女性）

②1943.10 「親善国」イタリアは敗戦で「敵国」、「256名忠誠審査

③1945.2 約3000人のドイツ人からユダヤ系音楽家など18人の「反ナチ」派抑留、
45.5.8 ドイツ敗戦で全部「敵国人」扱い、軽井沢/箱根等集住

④在日華僑・南京政府留学生等華人3万人以上は「親日度」で個人・団体毎監視

⑤ロシア人は白系無国籍（旧露国人最高時1930=1666人）を除く「親善国」蘇人は少数（大使館関係者・船員等100人くらい？）、しかし原爆で白系露人11人被爆、直後に2名のソ連大使館員が広島・長崎へ入り調査、1名は被爆で帰国後死亡。

⑥戦後GHQゾルゲ事件調査の中心ポール・ラッシュは41.12.8第一次検挙（立教大学教授、聖公会）東京抑留、42.6第一次交換船浅間丸で帰国、米国陸軍情報部(MIS)日本語学校、45.9.10日再来日立教大学「民主化」、GHQ/CISで日本人戦犯・公職追放リスト及びゾルゲ事件報告書作成、「アメフトの父」「清里の父」

西園寺・犬養検事供述による1942年4月国防保安法第一条「御前会議」情報漏洩で上奏の必要

勅許執筆方ノ件
昭和十七年四月 日

司法大臣 岩村 通世

内閣總理大臣 東條 英機 殿

リヒアルト・ゾルゲ	獨逸人	當四十七年
マツクス・クラウゼン	同	當四十四年
ブランド・ヴェーケリツチ	クロアチヤ人	當三十八年
尾崎 秀實		當四十二年
宮城 興徳		當四十年

右ノ者等ニ對スル治安維持法並ニ国防保安法違反等被疑事件ニ付テハ目下東京刑事地方裁判所檢事局ニ於テ鋭意捜査中ニ有之候處被疑者ゾルゲハソ聯邦赤軍諜報機關ノ指令ヲ受ケ昭和八年秋頃我國ノ國家機密其ノ他軍事外交財政經濟等ニ關スル各種情報並ニ軍事上ノ秘密及軍用資源秘密ヲ探知收集シテ之ヲ右赤軍諜報機關ニ通報漏洩スルコトヲ目的トシテ在日秘密諜報團體ヲ組織シ爾餘ノ被疑者等ハ孰レモ其ノ團體員トシテ加入シタルモノニシテ檢舉セラルルニ至ル迄ノ間各方面ノ人士等ニ巧ニ接近シテ廣汎ナル諜報

活動ヲ展開シ昭和十六年六月獨ソ開戦以降ニ於テハ特ニ我が基本政策ニ關スル重要ナル各種情報ノ探知收集ニ全力ヲ傾倒スルニ至リ同年七月上旬頃被疑者尾崎秀實ハ同月二日ノ御前會議ニ於テ決定セラレタル國家機密事項ノ探知ニ努メ其ノ決定事項ノ内容ヲ諜知シテ被疑者ゾルゲニ報告シ同人ヲシテ之ヲ赤軍諜報機關ニ通報漏洩シタル嫌疑アル爲檢事總長松坂廣政ヨリ右決定事項ノ内容ヲ了知シ置タコトハ取調ノ衝ニ當ル檢事ニ於テ犯罪ノ成否其ノ他本案ノ真相ヲ糾察スルニ付必要巴ムヲ得ザルモノト思料セララルルニ付左記決定事項ノ内示方取計ヲハレ度キ旨ノ具申有之右ハ固ヨリ重大ナル國家機密ナルノミナラズ事項ノ性質上勅許ヲ仰ギ可然儘ト思料被疑條之ガ執筆方御取計相成度及進捗候也

一、昭和十六年七月二日御前會議ニ於テ決定セラレタル基本政策

日本標準規格JIS

ノ内容

追而國家機密内示方ノ件ニ關シ檢事總長ヨリ當職宛具申書並ニ東京刑事地方裁判所檢事正ヨリ檢事總長宛上申書ノ各篇書翰參考迄別紙添附致候

1942年5月13日昭和天皇

へのゾルゲ事件上奏文
(加藤「解説」=ネチズンカレ
ッジに全文公開中、『資料集
成』第8巻所収予定)

「帝国の対ソ政策、特に対ソ戦
計画の有無・可能性」

● 4項目重点事項

- ① ソ連邦に重大なる影響を及ぼすべき帝国陸軍及空軍の増強並に編制替に関する事項
- ② 帝国の対支政策
- ③ 帝国の対米英外交政策
- ④ 帝国と独逸国との諸関係

史記
1942.5.13
ゾルゲ事件
水曜日 午前、内大臣木戸幸一をお召しになり、一時間余にわたり謁を賜う。○侍従日記、侍従武官日記、
午後十一時三十分、御学問所において司法大臣岩村通世に謁を賜い、尾崎秀実及びリヒャルト・ゾ
ルゲ等の機密漏洩事件告発につき奏上を受けられる。なお十六日、司法省はゾルゲ事件を国際諜報
団事件として発表する。○侍従日記、侍従職日誌、内舎人日誌、侍従武官日記、百武三郎
日記、木戸幸一日記、読売新聞、現代史資料、日本政治裁判史録

● 漏洩事項7項目

- ① 昭和十六年七月二日開催せられたる御前会議の決定事項
- ② 政府大本営連絡懇談会の議に付する為内閣に於て準備したる日米国交調整に関する事項
- ③ 独ソ開戦に関するヒットラー総統の意図及開戦予定日
- ④ 昭和十六年六月二十三日開催の軍事参議官会議及同年八月下旬開催の軍首脳部会議の内容
- ⑤ 満洲国に於ける帝国陸軍の編成、装備及配備状況
- ⑥ 日独防共協定及三国軍事同盟の経緯
- ⑦ 大日本帝国中華民国間基本関係に関する条約案及其の附属事項並に所謂日華国交調整に関する「内約」

上奏文のポイント、重点4項目・漏洩7項目 = 「帝国の国策特に外交政策をソ連邦に有利に展開すべき意図」

事務を擔當したる傍ら會計事務に従事し居りたるものにして、常に帝國の對ソ政策、特に對ソ戰計畫の有無並に其可能性を中心課題と爲し之に關聯して

一、ソ聯邦に重大なる影響を及ぼすべき帝國陸軍及空軍の増強並に編制營に關する事項

二、帝國の對支政策

三、帝國の對米英外交政策

司
去
旨

四、帝國と獨逸國との關係

等に重點を置き居りたるが之に基き疎知を遂げたる事項中主要なるものは

一、昭和十六年七月二日開催せられたる 御前會議の決定事項

二、政府大本營連絡照會の議に付する爲内閣に於て準備したる日米國交調整に關する事項

三、獨ソ開戦に關するヒットラー總統の意圖及開戦決定日

日本領事報告書第14號

昭和十六年六月二十至三日開催の軍事參謀官會議及同年八月下旬開催の軍首腦部會議の内容

兵滿洲國に於ける帝國陸軍の編成、裝備及配備狀況

六日獨防共協定及三國軍事同盟の経緯

七、大日本帝國中華民國間基本關係に關する條約案及其の附屬事項並に所謂日華國交調整に關する「内約」等なり。

司
去
旨

本件に於て特に注目を要すと思料せらるる諸点

- ① 本謀報団が各国共産黨員及共産主義者の国際的集合体なりしこと
- ② 本謀報団の中心人物が孰れも確固たる社会的地位を有し合法擬装極めて巧妙なりしこと
- ③ 政府及駐日独逸大使館の中枢部に極めて緊密なる接触を有し居りたること
- ④ 日本共産党との連絡を厳禁し居りたること
- ⑤ 時々生起する重要問題に対する判断の正鵠を期する為常に帝国の諸情勢を詳細に調査検討し居りたること
- ⑥ 無電技術極めて優秀なりしこと

[西園寺公一及び犬養健を、5人とは別記して加える]

(「上奏文」本文には「帝国の国策特に外交政策をソ連邦に有利に」があるが、⑦「謀報活動に留まらぬ政策企画活動」は、新聞発表「司法内務両当局談」では原案段階で削除、たんに「我国情に関する秘密事項」漏洩のみ=実際は国策変更工作を含む積極的インテリジェンスだったが、情報収集の消極的インテリジェンスに矮小化)

本件に於て留意を要する事項は多々あるであらうが其の中特に注目すべき諸点を挙ぐれば
 一 本謀報団は共産黨員及共産主義者たる内外人を以て構成せられ固たる計畫の下に廣汎なる活動を長期間に亘り遂行して居ることを以て
 二 尾崎秀實宮城野郎を始め本謀報団に關係つた多数の邦人の殆ど總てが知識層に屬するものであること
 三 本謀報団が入手提報した事項は概して多数に上り概ね外交政策の秘密事項に關するものなること
 四 本謀報団の中心人物が或は新聞記者として或は商會經營者として或は畫家として相當安固の社会的地位を占め長年月に亘り可に合法を擬装し其の地位を利用して多数の重要情報の提報を入手提報しなかつたこと
 五 極めて巧妙であつた爲其の間些かも相手の疑惑を招かなかつたこと
 六 本謀報団の中心人物が或は新聞記者として或は商會經營者として或は畫家として相當安固の社会的地位を占め長年月に亘り可に合法を擬装し其の地位を利用して多数の重要情報の提報を入手提報しなかつたこと
 七 海外の重要問題に對する判断の誤りなきことを期する爲常に我國に關する諸報の情勢を詳細に調査研究し豊富なる豫備知識を持つに努めて居ること
 八 相手方が不用意に漏したる片言隻語其の他區々なる情報に依りてすうり成り詳細に事態を把握して居たものつ如く認められること

思想検察の真骨頂＝御前会議情報漏洩の追及

- 1941年中は、上海・東京コミンテルン諜報団人脈・軍事情報の一般的追及（ゾルゲの1-33回 訊問は司法警察官大橋秀雄＝ゾルゲ第一手記、沖国大大橋文書、34-47回から検事吉河光貞 [42.2.10-3.27]
- 42年1月警視庁外事課「ゾルゲの蒐集せる情報要旨」事項羅列中に、「尾崎・宮城・オットより7月2日御前会議情報」入手の項目有り
- ゾルゲ1942.3.13第42回検事訊問(吉河)「所謂近衛グループへの政治工作」
- 3.17第43回検事尋問（吉河）「尾崎の7月2日御前会議情報報告、情報出所は近衛公側近から」 [みすず①pp.287-289]
- ゾルゲ・尾崎の「日本南進の謀略」（大橋p.183）「政策企画活動」の可能性浮上
→ 「上奏の必要」（参考：横浜弁護士会「ゾルゲ事件判決を読む」1997）
- 42.1.12(110-13)東京地裁検事局より司法省「ゾルゲ事件取締状況」に尾崎の御前会議情報は朝日の田中慎次郎ではなく西園寺公一から、
- 尾崎1-19回司法警察官訊問（41.10.15-高橋与助）では第11回42.2.25手記に西園寺の「御前会議決定」。3.6第17回で西園寺から「御前会議の内容」、3.11第19回で「日本の南進」。
- 3.8第22回玉沢光三郎検事訊問で昭和研究会、4.1第26回で西園寺訊問調書確認、4.14第27回「国体・天皇制」尋問＝尾崎は天皇打倒不要説（41年治維法改正で、「国体変革」「私有財産否認」に加え「国体否定、皇室ノ尊厳ヲ冒瀆」も対象に
- 特高警察は「国家機密」に立ち入れず、思想検事が西園寺・犬養直接訊問。西園寺は「国家保安法」「軍機保護法」違反で3.16から、3.30「尾崎との関係、御前会議情報提供」承認、4.4から犬養軍機保護法→「日本法理」から「上奏の必要」（5人＋西園寺・犬養のほか、治維法抜きの軍機保護法は、秋山幸治・田中慎次郎・後藤憲章・海江田久孝・磯野清、西園寺の情報源・藤井茂海軍中佐はなし）²⁷

5.11 「上奏文案」と5.16 「司法省発表」の落差

- ①42年3月司法省「ゾルゲ事件概要」の天皇に伝えるべき最重要点
- ②「ソ連赤軍」ゾルゲ、「内閣囑託」尾崎等5人+「内閣兼外務省囑託」西園寺、「衆議院議員」犬養。北林トモ、スメドレー、オット駐日ドイツ大使等の名も入っている
- ③「赤軍4部」からソ連党中央へ
- ④「重点」4項目、「漏洩」7項目を明記し、7/2 御前会議が最重要
- ⑤西園寺・犬養は重大だが「情を知らずして」尾崎を「憂国有為の士なりと誤信」

- ①上奏文を換骨奪胎・抽象化した防諜広報、有識者自粛自戒要請
- ②「コミンテルン情報局員」ゾルゲ、「満鉄囑託」尾崎等5人+無肩書・西園寺「衆院議員」犬養のみ
- ③すべてコミンテルン・共産党で親善国「ソ連」「ドイツ」は無し
- ④「我国情に関する秘密事項」が「不逞団体」に漏洩、防諜注意
- ⑤西園寺・犬養は「尾崎の極めて巧妙な偽装に幻惑」され「不用意」に「利用せられ」たるもの

3月「ゾルゲ事件」総括から5月「国際諜報団事件」へ

捜査の総括は(203)司法省1942年3月「ゾルゲ事件概要」から「コミンテルン系国際諜報団の外貌」判明 = 伊藤律等共産党再建運動と北林トモミから米共産党日本人外諜捜査の交点で「本件検挙の端緒は査察内偵に基づくにあらずして寧ろ偶然とも称し得るが、事案の重要性に鑑みるときりしことは全く神国日本の神助とも謂ふべし」

・但し3月「概要」には7.2御前会議漏洩なし、西園寺42.3.16・犬養4.4検事尋問で「上奏文」へ

→①短いが事実は曲げられない昭和天皇宛5月13日「上奏文」(206)へ

→②一般国民向けの検閲報道文5月16日「司法省発表」(207以下)、

→③5月内務省(204)「ゾルゲ事件関係主要被告人公訴事実集」と合体され内務省内部での詳細な外諜対策総括教訓文書6月10日(205)「国際共産党対日諜報機関検挙申報」へ

→(200)4月司法大臣岩村通世から内閣総理大臣東条英機宛「勅許執奏方の件」=5人が「ソ連邦赤軍諜報機関の指令を受け」、尾崎が西園寺経由で41年「7月2日御前会議に於て決定せられたる基本政策の内容」をゾルゲに報告し「赤軍諜報機関」に伝えたことが、上奏の最大の理由

- ・ 5月9日「上奏文案」から11日最終案へ削除
 - 一、尾崎が西園寺公一より聴取致しました昭和十六年七月二日の御前会議に於て決定せられた重要国策一特に対ソ関係
 - 二、尾崎が西園寺公一より開示を受けた日米交渉に関する日本案(所謂対米申入書)
 - 三、ゾルゲが独逸大使館より入手せる独ソ開戦に関する独逸側の意図及開戦予定日
 - 四、尾崎が新聞関係等より入手せる昭和十六年六月二十三日の軍参事官会議及同年八月下旬の軍首脳部会議の内容一特に帝国の対ソ方針
 - 五、宮城、尾崎に於て入手せる満洲国に於きまする帝国陸軍の編成、装備、配備状況、及昭和十六年七月以降同年九月に至る動員状況
 - 六、ゾルゲが独逸大使館より入手せる日独防共協定及三国同盟の経緯
 - 七、尾崎が西園寺公一或は犬養健より入手せる日本国中華民国間基本関係に関する情約案及其の附属事項及所謂日華国交調整に関する昭和十四年十二月二十日付「内約」
- ・ 代わりに、11日案は宮中・政権中枢に近い西園寺公一と犬養健について別立てで詳しく

新聞記事掲載要綱 書込注意、事件

の発表に対する各方面の反響」(『現代史資料』第一巻一〇〇頁以下)、「五・一八意嚮」(第四巻五二二頁以下)は、この新聞発表の範囲内でのもの

新聞記事掲載要領

- 一、発表文(司法省発表及當局談)以外ニ亘ラザルコト
- 二、本件ニ關スル記事差止並ニ其ノ一部解除ヲ爲シタル事實ニ觸レザルコト
- 三、記事ノ編輯ハ刺戟的ニ亘ラザル様注意スルコト

例へバ

- (イ) トップ扱其ノ他特殊扱ヲ爲サザルコト
- (ロ) 四段組以下ノ取扱ヲ爲スコト
- (ハ) 寫眞ヲ掲載セザルコト

政治部 一、みね

北は其の一切の扱はマヌト

見出しは適当

前文不可

今日午後五時発表トシテみね

北は其の扱はマヌト

北は其の扱はマヌト

北は其の扱はマヌト

発表はマヌト

各方面の反響はマヌト

「事件公表資料」にみる新聞検閲・報道統制

(208) 5月11日付「国際諜報団事件に関する発表要項(案)」(小尾俊人1962年『現代史資料 月報3』に全文掲載、ただし日付が5月17日とされている)から、

- (207-212)5月9日「刑事局長談」から11日「司法当局談」、12日「司法内務両当局談」文案10種異文
- 5月12日「司法省発表」5種異文、13日大審院検事局、14日外務省意見
- (213) 5月16日「新聞記事掲載要項」トップ不可、4段組以下、写真不可(『毎日新聞』2018年8月18日付にの全文掲載済み)

→成文=5月17日朝刊記事

(1962みすず1巻) 小尾俊人は発表文を「6月16日」と誤記、以後踏襲さる

• この過程で修正・抹消されたもの = 検閲・報道統制の事実そのもの、内容的には、

- ①ソ連・赤軍・独逸大使館等削除
- ②北林トモ・スメドレー等削除
- ③重点4項目・漏洩7項目削除
- ④「ゾルゲ及尾崎等に於ては単に諜報活動に止らず我国の政策を左翼に有利に展開すべく企画策動」という諜報団の能動性・謀略性を示す案文はすべて削除
- ⑤「神助による慶賀」削除
- ⑥外務省意見による西園寺「内閣兼外務省囑託」削除から、尾崎も「内閣囑託」削除「満鉄囑託」のみへ

NHK/ETV特集「自由はこうして奪われたー治安維持法10万人の記録」(2018)

(21:20-23:00,29:00-30:30,34:30-35:30)



ETV
特集

ビッグデータ分析 = ●20年間で日本人6万8332人、朝鮮人2万6543人など植民地で3万3322人、計10万1654人検挙。日本人被告に死刑なしだが、朝鮮人59人死刑。

●「目的遂行罪」は共産党から労働運動・農民運動・文化運動・植民地独立運動参加者から戦争・国策に反対する自由主義者・宗教者、読書会・同人雑誌にも。

●10万1654人の検挙者の内、共産党員は、28-33年「転向」までの初期に検挙された被告でも3.4%にすぎなかった。検挙された共産党員の80%が「転向」した。

●思想検察主導の41年改正 = 「国体否定・神社・皇室冒瀆」も、「勾引」「勾留」手続き、予防拘禁で、特高警察の任意捜査不可、「下請斥候」化

太田文書のもう一つの柱 = 治安維持法 = 「目的遂行罪」資料

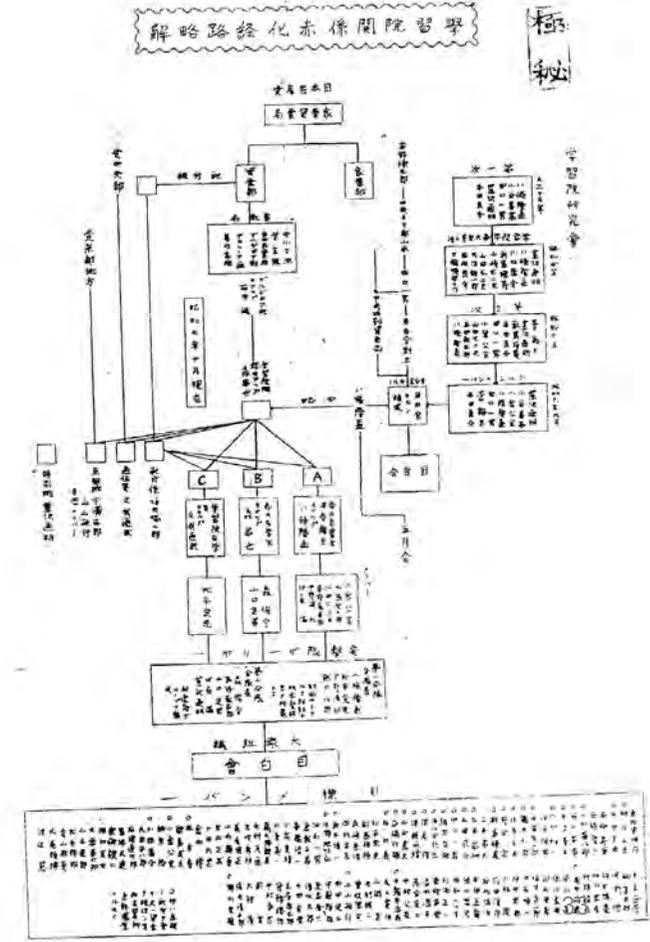
「赤化華族→転向」資料 (1932-34松本学文書)

1939.12東商大「一橋学会」平井潔起訴状
 (「太田耐造関係文書」より目遂罪、約400人分)

「一橋学会」社会政策研究室ニ所属シテ左翼運動ノ啓蒙ヲ受ケ且マルクス等「資本論」第一巻ヲ他ノ左翼文献ヲ抄録シヨル結果同年十二月頃ニハ遂ニ共産主義ヲ信シタルニ至リ「コミンテルン」ガ世界「プロレタリアート」ノ獨裁ニ依ル共産主義社会ノ實現ヲ謀ルニ世界革命ノ一環トシテ我國ニ於テハ革命手段ニ依リ我即体ヲ革命シ私有財産制度ヲ否認シ「プロレタリアート」ノ獨裁ヲ樹シテ共産主義社会ノ實現ヲ目的トスルヲ以テタルコト又日本共産黨力基ノ日本支部トシテ其ノ目的タル事項ヲ實行セントスル組織ナルコトハ情ヲ知悉シテ何レモ之ヲ支持シ現下我國内外ノ情勢並ニ學生ニ立脚シニ備テ學内ニ左翼組織ヲ確立シ且其ノ共産主義運動ノ啓蒙ヲ樹クニ等ノ運動ヲ樹シテ「コミンテルン」及日本共産黨ノ私目的達成ニ

公 訴 事 實 (昭和十四年十二月二十八日東京地裁)
 被告 人ハ京城府所在私立普通商學學校ヲ修テ昭和八年四月東京商科大學政経科ニ入學シ現ニ同大學政経科ニ在學中ノ者ナルトコロ昭和十二年四月ヨリ同大學學生中ノ左翼分子ニ於テ事實上指導シ居タル學校公

「コミンテルン」及「黨」目録
 本 籍 愛媛縣松野郡前村岡村甲百四番地
 住 居 東京府北多摩郡武蔵野町吉祥寺二千六百九十六番地
 地丁 さいとう宿願荘内
 學 生
 平 井 潔
 宣 告 書 第五号
 宣 告 書 第五号



21世紀のゾルゲ事件研究のために

●白井久弥・渡部富哉ら日露歴史研究センターの貢献に学ぶもの

①『偽りの烙印』での「伊藤律端緒説」批判の画期性と方法

②ゾルゲ事件から中共諜報団事件・満洲合作社事件・満鉄調査部事件への視野拡張（米共産党・企画院事件・横浜事件にも）

③野沢房二・木元伝一・光永源槌ら周辺からの新資料発掘

●『現代史資料』「太田耐造文書」の限界を超えて

①皇室内部・憲兵隊・在外公館・独・露・英国大使館資料欠落

②ロシアにおけるM・アレクセーエフ、A・フェシュン等の上海・東京ゾルゲ諜報団電文・書簡資料800通発掘公開（これまで200通、当時内務省推定400通）

③ドイツにおけるゾルゲ寄稿記事、ドイツ外務省・リップントロップ文書

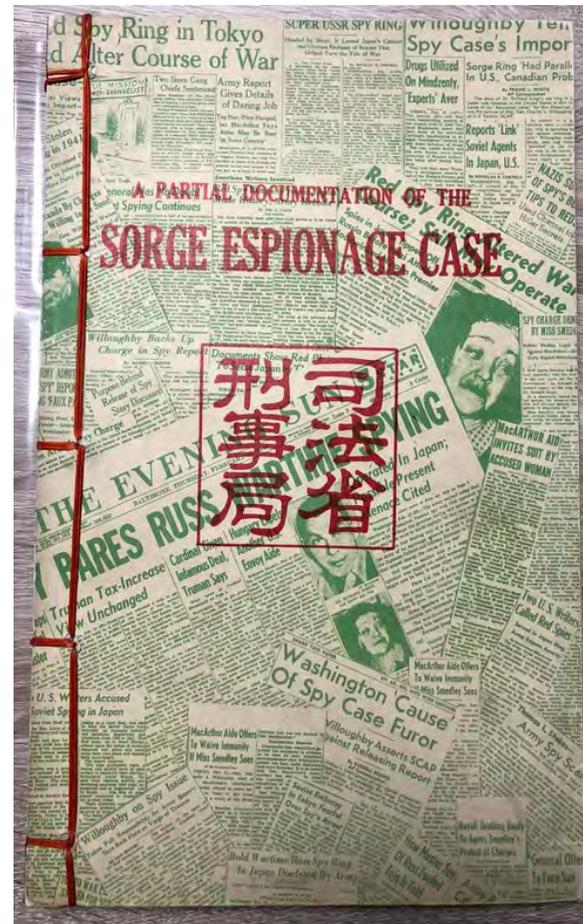
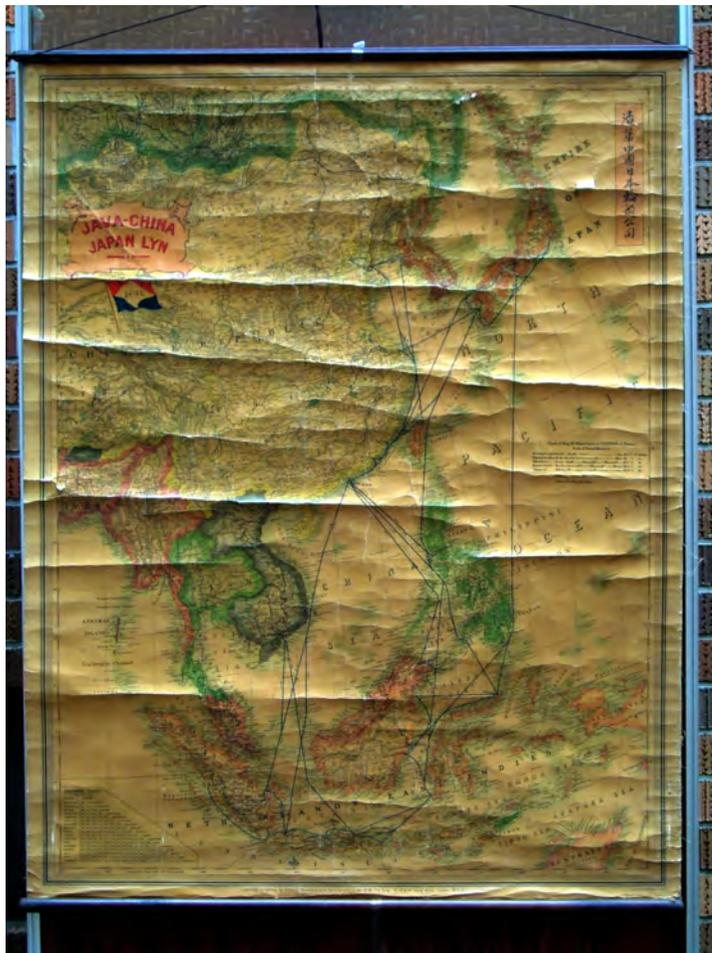
④英米における米共産党文書・ヴェノナ文書・ミトローキン文書・ワシリーエフ文書の公開

⑤中国檔案館文書の未公開のもとで始まった上海ゾルゲ団研究と可能性＝大国中国での「成功した諜報団」事例として

⑥シャーマン・ケント『戦略インテリジェンス論』に学ぶ「情報評価」

⑦AI型ビッグデータ分析の有効性

ゾルゲの見ていた地図、 ウィロビー私家版資料集



ウィロビー（編）『ゾルゲ・スパイ事件についての一次文書抜粋集』極秘私家版 1950年 東京刊

- Willoughby, Charles A.
- A PARTIAL DOCUMENTATION OF THE SORGE ESPIONAGE CASE.
- Tokyo, Toppan Printing Company Limited. (凸版印刷株式会社), 1950.<AB201724>
- ¥87,200
- Confidential. Private Printing. Not for Circulation. Prepared for the House of Representative. Committee on Un-American Activities.
- 33.0 cm x 20.4 cm, 1 leaf, Title, 5 leaves (preface), 1 leaf (TABLE OF CONTENTS), pp. vii, 1-22, 17-22[i.e. duplicate], 23-67[68], i, 1-13, leaves of the photos and plates [14], folding plates [2], later "extracts" part has various pagings, folding plates [1], Bound in Japanese style, string tied.

